			給付」という。）の支給に関する情報（以下この条において「児童手当関係情報」という。）、介護保険給付等関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって第四十四条で定めるもの
		［略］	［略］
		［略］	［略］
		［略］	［略］
		［略］	［略］
		［略］	［略］
		［略］	［略］
		［略］	［略］
［略］	［略］	［略］	［略］
百六　市町村長（児童手当法第十七条第一項の表の下欄に掲げる者を含む。）	児童手当法による児童手当又は旧特例給付の支給に関する事務であって第百八条で定めるもの	［略］	［略］
百七　市町村長	児童手当法による児童手当又は旧特例給付の支給に関する事務であって第百九条で定めるもの	［略］	［略］
［略］	［略］	［略］	［略］
百十　厚生労働大臣	雇用保険法による未支給の失業等給付若しくは育児休業等給付又は介護休業給付金の支給に関する事務であって第百十二条で定めるもの	［略］	［略］
［略］	［略］	［略］	［略］

		［同上］	［同上］
		［同上］	［同上］
		［同上］	［同上］
		［同上］	［同上］
		［同上］	［同上］
		［同上］	［同上］
		［同上］	［同上］
［同上］	［同上］	［同上］	［同上］
百六　市町村長（児童手当法第十七条第一項の表の下欄に掲げる者を含む。）	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって第百八条で定めるもの	［同上］	［同上］
百七　市町村長	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって第百九条で定めるもの	［同上］	［同上］
［同上］	［同上］	［同上］	［同上］
百十　厚生労働大臣	雇用保険法による未支給の失業等給付若しくは育児休業給付又は介護休業給付金の支給に関する事務であって第百十二条で定めるもの	［同上］	［同上］
［同上］	［同上］	［同上］	［同上］